

文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿

文部科学省高等教育局私学部長

小林 万里子

学校法人運営調査等における経営指導の充実・強化について（通知）

18 歳人口の大幅な減少期を迎え、これまでの大学等の主たる教育対象である高等学校等からの進学者については、相当規模の減少が見込まれています。文部科学省では、従来より、学校法人の健全な経営の確保に資することを目的として、学校法人運営調査において、学校法人の管理運営組織、その活動状況及び財務状況等について実態を調査するとともに、必要な助言を行ってきました。平成 30 年には、18 歳人口の大幅な減少など大学等の経営にとって極めて大きな環境変化を迎えることから、平成 30 年 7 月 30 日付「学校法人運営調査における経営指導の充実について（通知）」（30 文科高第 318 号。以下、「平成 30 年通知」という。）にて経営指導の具体的な充実方策を示し、平成 31 年度からきめ細かい集中的な指導を実施してきたところです。

また、「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」（令和 7 年 2 月 21 日中央教育審議会）において今後の高等教育政策の方向性のひとつとして「高等教育全体の規模の適正化」が示されたほか、これを受けて行われた「2040 年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議」より「2040 年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議 審議のまとめ（令和 8 年 2 月 19 日）」が示され、経営指導の強化の必要性について言及されてきたところです。

これらを踏まえ、これまでの経営指導の基本的な枠組みは維持しつつも、経営指導の対象を拡大し、経営上看過しがたい兆候が見られる学校法人については、下記のとおり早期からモニタリングする仕組みの導入を通じて、経営指導の充実・強化を図ってまいります。

記

1. モニタリングの対象法人

- （1） 学校法人運営調査委員会においてきめ細かい集中的な指導を行っている法人に加え、新たに文部科学省において、日本私立学校振興・共済事業団（以下、「事業団」という。）が定める定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分で、例えば教育活動資金収支差額が直近 3 か年のうち 2 か年以上赤字など一定の経営悪化の状態が 2 年連続で見られる学校法人に関し、流動比率^(注1)や運用資産余裕比率^(注2)といった財務指標を総合的に勘案し、経営上

看過しがたい兆候が見られ早期からモニタリングが必要と判断される学校法人（以下、「対象法人」という。）を選定すること。

(注1) 流動比率：【計算式】流動資産／流動負債（別紙1参照）

流動負債に対する流動資産の割合。1年以内に償還または支払わなければならない流動負債に対して、現金預金または1年以内に現金化が可能な流動資産がどの程度用意されているかという、学校法人の資金流動性すなわち短期的な支払い能力を判断する重要な指標。

(注2)：運用資産余裕比率 【計算式】(運用資産－外部負債)／経常支出（別紙1参照）

*運用資産＝特定資産、有価証券（固定資産）＋有価証券（流動資産）＋現金預金

外部負債＝借入金＋学校債＋未払金＋手形債務

経常支出＝教育活動支出計＋教育活動外支出計

「運用資産（特定資産・有価証券・現金預金の換金可能なもの）」から「外部負債（借入金・学校債・未払金等の外部に返済を迫られるもの）」を差し引いた金額が、事業活動収支計算書上の経常支出の何倍にあたるかを示す比率であり、学校法人の一年間の経常的な支出規模に対してどの程度の運用資産が蓄積されているかを表す指標。

(2) 対象法人に選定された学校法人には、文部科学省よりその旨を通知すること。

2. モニタリングの方法

(1) 対象法人のモニタリングは、以下のとおり行うこと。

- ① 対象法人は、別紙2の様式に基づき経営改革計画を策定し、事業団に提出する。対象法人の中期計画等において、既に経営改革計画の内容について定めがある場合は、中期計画等から抜粋して記載することができる。
- ② 文部科学省と事業団が連携して、経営改革計画の内容を確認し、必要に応じて対象法人に助言等を行う。

(2) 対象法人となった翌年度以降、2年連続で定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分で正常状態であることが確認されるなど、対象法人の経営状況を総合的に勘案してモニタリングが不要と判断される場合は、対象法人から除外されること。

3. その他

(1) 平成30年通知に基づくきめ細かい集中的な経営指導においても、定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分を参照していくこととする。

各学校法人においては、この機会に、事業団が「私学経営ダッシュボード」を通じて提供する経営判断指標を活用の上、自己の経営状況について改めて点検を行い、必要な経営強化・経営改善に取り組むことや、事業団が提供する学校法人の経営改善等を支援する各種サービス（別紙3）を適宜活用することが望まれる。

(2) 令和8年度以降、1. (1)において選定されたモニタリングの対象法人及び平成30年通知に基づくきめ細かな集中的な指導が行われる法人が、正当な理由なく、経営改革計画の策定を行わず財政状況が健全であることが確認できない場合は、私立大学等経常費補助金の全額を交付しないこととする予定であること。また、令和11年度以降、平成30年通知に基づくきめ細かな集中的な指導が行われる法人については、経営改革計画に基づく取組・進捗状況が不十分であり、財政状況の改善が見込まれない場合は、私立大学等経常費補助金を減額することとする予定であること。詳細については、別途周知する予定であること。

本件担当：

上記1. 2. 3. (1)について

文部科学省高等教育局私学部参事官（学校法人担当）付

私学経営支援企画室企画・法規係

電話：03-5253-4111（内線3320） sigsanji@mext.go.jp

文部科学省高等教育局私学部参事官（学校法人担当）付

学校法人経営指導室経営指導第二係

電話：03-5253-4111（内線3327） sigsanji@mext.go.jp

上記3. (2)について

文部科学省高等教育局私学部私学助成課助成第一係

電話：03-5253-4111（内線2028） josei1@mext.go.jp

学校法人会計基準 第一号様式 (第22条関係)
貸借対照表
年 月 日

(単位:円)

資産の部	科目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産				
有形固定資産				
土地				
建物				
構築物				
教育研究用機器備品				
管理用機器備品				
図書				
車両				
建設仮勘定				
(何)				
特定資産				
第2号基本金引当特定資産				
第3号基本金引当特定資産				
(何)引当特定資産				
その他の固定資産				
借地権				
電話加入権				
施設利用権				
ソフトウェア				
有価証券				
収益事業元入金				
長期貸付金				
(何)				
流動資産				
現金預金				
未収入金				
貯蔵品				
短期貸付金				
有価証券				
(何)				
資産の部合計				

運用資産

※色付けた部分のみ

流動資産

負債の部	科目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債				
長期借入金				
学校債				
長期未払金				
退職給与引当金				
(何)				
流動負債				
短期借入金				
1年以内償還予定学校債				
手形債務				
未払金				
前受金				
預り金				
(何)				
負債の部合計				
純資産の部				
基本金				
第1号基本金				
第2号基本金				
第3号基本金				
第4号基本金				
繰越収支差額				
翌年度繰越収支差額				
純資産の部合計				
負債及び純資産の部合計				

外部負債

※色付けた部分のみ

(注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

学校法人会計基準 第二号様式 (第31条関係)
事業活動収支計算書

年 月 日 から
年 月 日まで

(単位:円)

科目	予算	決算	差異
学生生徒等納付金			
授業料			
入学金			
施設整備料			
施設整備資金			
(何)			
手数料			
入学検定料			
試験料			
証明手数料			
(何)			
寄付金			
特別寄付金			
一般寄付金			
現物寄付			
経常費等補助金			
国庫補助金			
地方公共団体補助金			
(何)			
付随事業収入			
補助活動収入			
附随事業収入			
受託事業収入			
(何)			
雑収入			
施設設備利用料			
商品売却収入			
(何)			
教育活動収入計			
人件費			
教員人件費			
職員人件費			
役員報酬			
退職金			
(何)			
教育研究経費			
消耗品費			
光熱水費			
旅費交通費			
雑費			
減価償却額			
(何)			
管理経費			
消耗品費			
光熱水費			
旅費交通費			
減価償却額			
(何)			
徴収不能額等			

科目	予算	決算	差異
徴収不能引当金繰入額			
徴収不能額			
教育活動支出計			
教育活動収支差額			
受取利息・配当金			
第3号基本金引当特定資産運用収入			
その他の受取利息・配当金			
その他の教育活動外収入			
収益事業収入			
(何)			
教育活動外収入計			
借入金等利息			
借入金利息			
学校債利息			
その他の教育活動外支出			
(何)			
教育活動外支出計			
教育活動外収支差額			
経常収支差額			
資産売却額			
(何)			
その他の特別収入			
施設設備寄付金			
現物寄付			
施設設備補助金			
過年度修正額			
(何)			
特別収入計			
特別収支差額			
(予備費)			
基本金組入前年度収支差額			
基本金組入額合計			
当年度収支差額			
前年度繰越収支差額			
基本金取崩額			
翌年度繰越収支差額			
(参考)			
事業活動収入計			
事業活動支出計			

経営支出

(教育活動支出計と経営活動外支出計)

(注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
 3 予算の欄の予備費の項の()内には、予備費の使用額を記載し、()外には、未使用額を記載する。予備費の使用額は、該当科目に振り替えて記載し、その振替科目及びその金額を注記する。

学校法人〇〇学園 経営改革計画

「※」以下の文章（青字記載箇所）は削除してください。

経営改革の期間 令和〇年度～〇年度

※ 既存の中期計画等を踏まえて、Q&Aを確認のうえ、令和〇～〇年度までの期間で作成してください。また、日本私立学校振興・共済事業団の「学校法人の経営改善等のためのハンドブック《第2次改訂版》」も適宜ご参照ください。

※ 記載内容は、法人の経営改革に関する取組の要点を、5ページ以内で作成してください。

※ 該当しない項目がある場合は、当該項目に該当しない旨を記載してください。

1. 法人経営（特に教学、学生募集、財務状況）における現状認識、今後の課題に関する分析（具体的な問題点がある場合はその原因及び対応策）

※ 経営改革における重要な項目について、要点を簡条書きで記入するほか、具体的な工程等があれば記載してください。

- ◆
- ◆

※ 経営改革期間中における最終年度の数値目標を記載してください。数値目標は、経常収支差額、経常収支差額（減価償却補正後）、教育活動収支差額、経営判断指標、受入学生数の目標値など、法人が重視する指標を用いてください。当該指標を用いる理由・根拠・背景等についても、必要に応じて簡潔に記入してください。加えて、運用資産・外部負債の状況を記入してください。

- ◆
- ◆

◆経常収支（見込）の推移（単位：百万円）

区分	R**実績	R**実績	R**見込	R**見込	R**見込	R**見込	R**見込
経常収入							
経常支出							
差引							

◆運用資産・外部負債（見込）の推移（単位：百万円）

区分	R**実績	R**実績	R**見込	R**見込	R**見込	R**見込	R**見込
運用資産							
外部負債							
差引							

（注）運用資産＝特定資産＋有価証券（固定資産）＋有価証券（流動資産）＋現金預金

（注）外部負債＝長期借入金＋学校債＋長期未払金＋短期借入金＋1年以内償還学校債＋未払金＋手形債務

2. 経営改革の期間における重点事項及び経営資源等（予算、人員等）の配分に係る方針

※ 経営改革における重要な項目について、要点を簡条書きで記入してください。

- ◆
- ◆

3. 建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の目指す将来像

- ◆
- ◆

4. 教学改革の具体的取組

※ 設置校・学部等の特徴を踏まえ、今後の経営改革における重要な項目について、要点を簡条書きで記入してください。

- ◆
- ◆

※ 上記分析を踏まえたカリキュラム改革や定員の見直し等の具体的な施策を記入してください。各事項の実施・達成時期等についても定めている場合は、併せて記入してください。

- ◆
- ◆

5. 学生募集対策と学生数・学納金等計画

※ 経営改革における重要な項目について、要点を簡条書きで記入してください。各事項の実施・達成時期等についても定めている場合は、併せて記入してください。

- ◆
- ◆

6. 外部資金の獲得・寄付の充実・遊休資産処分等、収入増加に関する方策

※ 外部資金の獲得・寄付の充実など収入増加に関する方策の重要な項目について、要点を簡条書きで記入してください。各事項の実施・達成時期等についても定めている場合は、併せて記入してください。

- ◆
- ◆

7. 管理コストの見直し等の経営合理化方策

※ 人件費・教育研究経費・管理経費などの支出全体の見直し方策における重要な項目について、要点を簡条書きで記入してください。各事項の実施・達成時期等についても定めている場合は、併せて記入してください。

- ◆
- ◆

※ 施設等の整備計画がある場合、要点を簡条書きで記入してください。必要経費の調達・返済手段、各事項の実施・達成時期等についても定めている場合は、併せて記入してください。

- ◆
- ◆

※借入金等がある場合、その返済計画について要点を簡条書きで記入してください。

- ◆
- ◆

8. その他

※ 1～7に該当しない項目で経営改革に向けた重要な取組がある場合は、要点を簡潔に記入してください。特に、リスクシナリオを策定している場合は、そのシナリオに移行する条件や、具体的に実行する内容などを記載してください。

【Q&A】

Q1. 本通知の運用は、いつから始まるのでしょうか。

A1. 令和8年度からです。令和7年度中に、令和8年度のモニタリングの対象法人を通知します。モニタリングの対象法人は、別途案内される内容に従って、経営改革計画を策定し、提出します。

Q2. 既存の中期計画の期間が令和8年度までとなっています。これを機に、新たな経営改革計画を策定してよいでしょうか。

A2. 既存の中期計画の期間に関わらず、経営改革計画を新たに策定いただくことは可能です。

Q3. 既存の中期計画の期間は令和10年度までとなっています。経営改革の期間である5年に満たない部分はどうしたらよいでしょうか。

A3. 各項目について、令和10年度までの中期計画における該当部分を記載してください。ただし、以下の項目に関しては、経営改革の期間である5年分を記載してください。

1. 法人経営（特に財務状況、教学、学生募集）における現状認識、今後の課題に関する分析（具体的な問題点がある場合はその原因及び対応策）

Q4. 既存の中期計画の期間は令和13年度までとなっています。経営改革の期間である5年を超える部分も記載した方がよいでしょうか。

A4. 経営改革の期間である5年間について記載していただければ問題ありませんが、当該期間を超える部分を記載することを妨げるものではありません。

Q5. 既存の中期計画では定めていない項目がありますが、空欄でよいでしょうか。

A5. 基本的には既存の中期計画から抜粋・引用いただくことを想定していますが、以下の項目に関して定めがない場合、数値目標も含めて検討のうえ記載し、それ以外の項目（2.～8.）に関しては、「定めなし」として提出してください。

1. 法人経営（特に財務状況、教学、学生募集）における現状認識、今後の課題に関する分析（具体的な問題点がある場合はその原因及び対応策）

Q6. 既存の中期計画で定めていない項目（1.法人経営）に関して新たに策定する場合、どのように検討して記載すればよろしいですか。

A6. 既存の中期計画期間を超える内容及び既存の中期計画で定めていない数値目標等を策定する場合は、既存の中期計画の根拠等をもとに検討してください。

Q7. 翌年度もモニタリング対象法人に選定された場合、前年度に提出した経営改革計画の数値について、変更は可能ですか。

A7. モニタリングの対象法人は、各年度で選定されるので、その都度法人内で検討して経営改革計画を提出いただくことになります。

私学経営情報センターが行うサービスのご案内

私学経営情報センターでは、学校法人の経営改善の支援及び教育条件並びに経営に関する情報の収集・提供業務を行っております。当センターで提供している主なサービス内容と連絡先は以下のとおりです。経営相談、財務分析、会計処理、講演など幅広いサービスを提供しておりますので、ぜひご利用ください。

学校法人の要望例

○会計処理のご質問

会計処理の仕方を教えてほしい

○基礎調査等のご質問

基礎調査票e-マネージャの入力・操作等について教えてほしい

○規程集等の閲覧

学校法人の業務改善のため、他の学校の規程集等の事例を参考にしたい

○財務分析

学校の財務分析資料がほしい

○教育情報の活用・公表

大学等のさまざまな特色や取り組みを検索したい

○経営者や職員の研修・育成

私学経営に関する短期集中型の研修を受けたい

○研修会実施の支援

学校法人の役員、教員、職員を対象にした研修会の実施に協力してほしい

○改革事例等の紹介

教育改革等について他校で実施している具体的な事例を紹介してほしい

○経営上の問題への解決策の提案

「学生募集」「人件費削減」等の経営上の問題について、学校法人の現状にあった提案をしてほしい

○経営改善計画の作成支援

学校法人活性化・再生研究会最終報告で提案されている、目標と期限を明確にした経営改善方策を作成し、経営改善に努めたいが、その作成を支援してほしい

「学校法人活性化・再生研究会最終報告」
https://www.shigaku.go.jp/s_center_saisei.pdf
 16ページ～18ページ、31ページ参照

「経営改善計画立案・実施のための参考資料」
https://www.shigaku.go.jp/s_kaizenkeikaku.htm

私学経営情報センターで提供可能なサービス

(会計処理等、基礎調査、e-マネージャについてのご質問への回答)
 電話・メールで回答します

●会計処理等についてのご質問

☎03(3230)7846～7848

●基礎調査、e-マネージャについてのご質問

☎03(3230)7840～7844



(私学情報資料室) ☎03(3230)7846～7848

学校法人等の役職員を対象に、大学・短期大学法人の規程集等が閲覧できます(私学振興事業本部(九段事務所1階))

(データ提供) ☎03(3230)7846～7848

インターネットを利用して小学校法人から大学法人が直接、以下のデータや分析資料等を出力・閲覧できるシステム(私学情報提供システム)を提供しています

◇学生数 ◇財務データ ◇財務比率表 ◇今日の私学財政 等

(依頼に基づく資料提供) ☎03(3230)7838

「私学情報提供システム」で作成できない特別な加工が必要な分析データを作成・提供します。ご利用にあたっては、私学事業団へ「情報提供依頼書」を提出していただきます(内容により、日数を要します)

(大学ポートレート(私学版)) ☎03(3230)7852・7853

私立の大学、短期大学、高等専門学校の特徴や実践している教育研究の取り組みをWebサイトにて提供しています

(セミナー) ☎03(3230)7849～7851

理事長・学長向けにリーダーズセミナーを、若手職員向けにスタッフセミナーを開催しています

(講師派遣) ☎03(3230)7839

●センターの職員を講師として派遣します

●講師派遣については交通費と講演料が必要です

(経営相談) ☎03(3230)7828・7829

●学校法人を訪問し、経営改革のキーパーソンとなる役員及び教職員の方々にヒアリングしながら、解決策を探ります

●学校法人の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスをします

●必要に応じて事業団が依頼している専門家

(公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等)と共同で実施します

●経営改善計画の進捗状況を踏まえ、適時適切な助言等を行います

●連携・統合・撤退に向けた支援等

合併等を希望している学校法人に対する顔合わせの機会の提供、「経営改善等のためのハンドブック」に連携・統合・撤退の支援について掲載、撤退に向けた伴走支援のための専門家チームの設置等

●学校法人にて経営相談を実施する場合、所定の交通費が必要になります

※令和8年度以降の予定を含みます。

※左記の要望に対する連絡先は同色で囲まれた右欄内の電話番号となります。